#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

### 麻生鯰田炭坑における地補金について

東定,宣昌 九州大学経済学部

https://doi.org/10.15017/13615

出版情報:エネルギー史研究: 石炭を中心として. 6, pp. 18-27, 1976-03-15. エネルギー史研究会

バージョン: 権利関係:

### 麻 生鯰 田炭坑 たにお ける 地 補 金 に つ 7

1

12 鉱業人と地表権利者との関係については僅かに次のように規定した 七月二十日公布、 すぎなかった。 「わが国最初の統一的鉱業法典」といわれる日本坑法(明治六年 即ち、 同年九月一日施行) は全文八章三三条からなるが、

第五 試掘ヲ作サント欲スル者ハ鉱山寮ニ願出許可ヲ得テ之ヲ行

地主ニシテ自ラ試掘ヲ企ル者ハ衆ニ超テ許可ヲ得ヘキ分義アリト 試掘ヲ行フ為ニ必要ノ地面他人ニ属セハ其償金ヲ対談処分スヘシ

ス

然レトモ 若シ異論決セズンハ鉱山寮或ハ地方官ニテ正価ヲ裁決シ其地ヲ買 路等其他坑業ニ必要ナル地面ハ地主タル者ニ予メ償金ヲ弁ス可シ 第二十二 ヲ貪ラバ鉱山寮或ハ地方官ニテ正価ヲ裁決シテ其地ヲ買上クベシ 可 自ラ試掘ノ資本無クシテ他人ノ挙ヲ拒ミ或ハ不当ノ償金 凡借区人ハ区上ニ於テ蔵庫詰所作事場洗礦所鎔鉱所通

若クバ苦情ヲ捏造シ、 かる簡略の規定の下で、 主財力ノ如何ョリ、 ヲ以、 坑区出願に際しての村承諾、 坑区附近ノ村民ハ此坑法ヲ奇貨トシ、 貪婪殆ンド飽クコトヲ知ラズ」といわれる如 寧ロ村承諾ノ如何ニヨリテ決定セラル、モノ 「当時石炭借区許否ノ如何ハ、 地主承諾の慣行に基いて、 1)無理非道ノ故障、 坑法上出 地主の

> れたといわれる。しており、これによって鉱業人と地表権利者の関係は逆転せししており、これによって鉱業人と地表権利者の関係は逆転せし ナラサルカ故ニ、試掘人又ハ鉱業人ト土地所有者又ハ使用者トノ間 坑法ニ於テハ、試掘及採掘上必要ナル土地ノ使用ニ関スル規定充分 九月二十六日公布、二十五年六月一日施行) 地位が鉱業人のそれよりも優位していた。鉱業条例 屢々紛議ヲ生シ、鉱業ノ障害少ナカラ」ざることを理由の一つと の制定は、 (明治二十三年 「現行日本 めら

にされていないようである。ここでは筑豊の麻むしかしながら、なお日本坑法下における土地 豊進出により、 例を紹介し 八年一月一日開坑、 は 覆えされていたことを指摘したい。 (資料の制約から不明な点が多いが)、かつ三菱社の筑 鉱業条例施行前に地表権利者の鉱業人に対する優越 明治二十二年四月加藤敬介-三菱社譲渡) 、ここでは筑豊の麻生鯰田炭坑 使用の実態は明ら (明治十 の事

(1)

県下出身礦業家六傑伝

麻生太吉君

其三」(『福陵新報

註

# 石村善助著『鉱業権の研究』第一 編第四章。

同右 一一九頁。

(4) (3) (2) ٢ 麻生鯰田炭坑についてはとりあえず『 』前号の「明治二十年前後麻生鯰田炭坑の棟梁に関する一考 エネルギー 史研究ノー

定 官 昌

東

-18-

に差入れた定約(約定)を整理すると表1のようになる。そこでま麻生鯰田炭坑の開坑と採掘において、坑主麻生太吉が地主・村方 ^個人(地主)に差入れられた定約から見てみよう。

る。 シ定約証指入シニ付、奥書三承認セシ旨記載シテ納印セシ」ものであ 壱万七千六百三十坪八合譲受**候処、** に対する場合を除いてすべて「福間久三郎&字山ノ谷外一ケ所借区 個人(地主)との場合、備考欄に示した通り、 前借区主福間久三郎る地主へ対 ⑥の末原権右衛門

害賠償を約したものであったと思われる。 相まって、 備」というようにさまざまな名称が使われ、 と思われる。 対する定約には借地のための場合と鉱害賠償を約した場合があった 中佐介に対する「天水」、或いは③福間新右衛門に対する「田地損 定約内容においては、 の場合には田地交換が行われることになっており、これらは鉱 ⑥末原権右衛門に対しては「借地料」と明記され、他方②田 定約の性格・実態を明らかにすることは仲々困難である。 「田地水難」「天水」「田地損害」「耕地 従って、 定約文の簡略のことと 個人(地主)に

門との場合にはどの程度の土地を借地したのかを示す資料が存在 る一四銭まで高下があるが、その算定規準を明らかにすることは、 が支払われるか又は田地交換が行われている。 金は⑤阿部惣次郎に対する一万斤当り九厘から⑦谷林右衛門に対す 述した如く定約書が簡略なため不可能である。 右の場合、 即ち借地した場合、 或いは鉱害を与えた場合、斤先金 しかしながら、 ただ⑥末原権右衛 斤先

> るので紹介して 嘉麻郡鯰田 村五百八拾壱番地 おきたい。

字山ノ谷

一、芝地反別弐反歩 地価 金三拾 銭

同郡同村五百八拾弐番

字山ノ谷

畑三畝 九步 此地価弐円 地 , 七拾三 銭 Ł 厘

字山

同郡同村五百七十

Ė

番

金壱銭弐厘五毛充」相渡されたのである。至ル迄、右地所之坑口ヨリ採出い石炭地料トシ、 者自儘二仕用致候、 右に付、 一、芝地反別壱反五畝歩 「借区終業ニ至ル迄拙者借地致り条、建木竹ハ無論惣而 依之右両借区ョリ採出候石炭ハ無論、 此地価金弐拾弐銭五厘 石炭壱万斤ニ付 増借区 拙

即ち、 廻ル分有」と貼紙があるように、また表2備考欄からも窺われる如 宛 事情もあったかと思われるが、 期日はかなり弾力的に行われていたようである。 藤次郎の場合、 2は祝藤次郎の場合を例示的に取り上げて作成したものである。 払われていたのかを「鯰田坑山名寄帳」によって窺ってみたい。 た明治二十年三月十六日付の谷林右衛門の麻生太吉宛約定書に を表2にみると、三銭宛の計算は定約通り支払われているが、支払 そこで右の地補金 年四期に区分して相渡されることになっていた。 地表権利者間の貸借が地補金によって精算されていたこと、 「名寄帳」祝藤次郎の項目の最後に「他ニ惣次郎 表1にみられるように定約書では一万斤につき三銭 (借地料・田地損害料) が実際にどのように 地主側の事情もあったようである。 これには坑主側の その履行状況 (阿部 ま 表 祝 支

表1 麻生太吉と地表権利者の定約

年月日	相手方	定 約 内 容	備	考
① 明 17. 10.28	田中作次郎金政長次郎	《田地水難》の場合定免にて引 受。 《作付不能》の場合田地替	福間久三郎より借区譲受 により引継	
② 17. 10. 28	田中佐介	≪天水≫の場合田地替。	同上	
③ 17. 10. 28	福間 新右衛門	《耕地備》として出炭1万斤に 付1銭5厘相備へ相渡す。 《田地損害》の場合、田地交換	同 上	
4 17. 10. 28	祝藤次郎	《田地損害》且《借用》のため 出炭1万斤に付3銭相備へ、年 4期4月30日・7月30日・ 10月30日・12月30日相 渡す。	闹 上	明22.5.28 360円 とて片付け。
⑤ 18. 1. 25	阿 部 惣次郎	≪耕地備≫として出炭1万斤に付9厘、年2期7月30日、12月30日相渡す。	同 上	)
(6) 18. 4. 27	未原 権右衛門	《借地料》として石炭1万斤に付1銭2厘5毛宛、年2期6月 15日、1.2月15日相渡す		明 22.5.29 加藤敬介宛借 区譲渡につき一時金200 円にて片付け
7 20. 2.28	谷 林右衛門	採出石炭1万斤に付14銭宛 年4期3月30日、6月30日、 9月30日、12月30日渡す。 但、川端積入場野取帳斤数前に て。	左は明治16年12月 福間久三郎と谷林右衛門 阿部市兵衛間の出炭1万 斤に付《耕地備》として 10銭相備へ年4期に相 穫約定を改定したものか	明 22. 4.8 2,000 円にて 麻生太吉へ譲渡 (明 22.5.30 阿部市兵 衛は1万斤に付き5銭宛 地補金を受取る権利を 500円(増金50円、計 550円)にて麻生太吉 へ譲渡)
® 17. 10. 28	嘉麻郡鯰田村人 瓦惣代地主惣代 田中新七外4名	定約金として150円 《耕地補金》として採出石炭3 は1万斤に付35銭、1 は1万斤に付35銭、1 は17 30日相渡す。 但、竪坑着手着炭3年目より年 4期3月30日、6月30日、9月30日、12月30日相渡す。	蛇田村字池田外 7 ヶ所 3 万 1,2 1 2 坪 8 合、同村 字山ノ谷外 1 ヶ所、 1 万 7,6 3 0 坪 8 合借区につ き	加藤敬介宛借区譲渡につ き譲受人に引継
(9) 18. 7. 16	嘉麻郡佐与村人 民惣代地主惣代 白土新五郎外8	《地補金》《村補金》として石 炭大塊1万斤に付20銭宛、粉 炭1万斤に付6銭6厘宛年12 期翌月3日穫す。	佐与村字奥ノ谷外 4 ケ所 6 万 5 千余坪借区につき	同 上
10) 21. 10. 20	嘉麻郡鯰田村人 民惣代地主惣代 末原権右衛門外 2名	≪耕地補金≫として明治1.7年 10月28日付定約証の通り。	鯰田村地内借区増 <mark>坪</mark> につ き。	同上

「佐与人民ニ関スル事蹟留」「鯰田人民ニ関スル事蹟留」「末原権右衛門へ関スル書類袋(確証)」

「福間・谷ノ両氏ニ係ル権利譲受渡ニ関スル書類入(証)」「祝藤次郎・阿部市兵衛・末原権右衛門・阿部惣次郎氏ニ 関スル書類人」より作成。

表2 祝藤次郎にかかる地補金の支払実態

	 支	払	額	支	払	内 訳
年 度	金	額	石炭積入高	年 月 日	金額	備考
明治	円錐	<b>美</b> 厘	斤	明治	円 銭 厘	
1 8	5 1 6	2	1, 730, 800	1 9. 1. 1	5 16 2	
1 9	1 4 4 5	8	4, 819, 475	20. 1. 13	18	直渡
						差引 3円54銭2厘渡過
2 0	61 61	7	20, 538, 900	20. 6. 29	10	八右衛門渡
				20. 8. 23	2 0	同人悴渡
				21. 2. 11	3 0	惣次郎分共渡
						差引 1円61銭7厘渡不足
2 1	96 88	7	32, 295, 500	21. 3. 7	12 90	渡
				21. 8. 19	2 0	市兵衛 50円渡内
				21. 10. 17	3 4	渡
				22. 1. 30	4 2	重吉渡
					•	差引 12円1銭3厘渡過
2 2	18 69	1	6, 230, 250			明治18年より21年迄
						渡過計 15円55銭5厘
						渡不足計 1円61銭7厘
						差引渡過 13円93銭8厘
						合計差引 4円75銭3厘
						渡不足

「明治廿一年六月改 鯰田坑名寄帳」より作成。

闰)明治19年は8月より12月まで石炭積入高、明治22年は1月より4月8日まで、他は1月より12月まで。

利者が坑主に対し屢々金銭の拝借を申し入れたこと等である。 已後決テ拝借水ノ御相談不仕候 略) 足を繰越しながら、 かる事情の下で、 田 相談申上 坑 山ヨリ出炭壱万斤ニ付、金拾四 ーケタル事モい得共、 地補金は年度毎にも精算されず、若干の過不 (後略) 右ハ信義上ニ関スル儀ニ付、 5)」とあるように、 銭 宛御渡相成 VI-内 地 表権 追

億 吉より加 麻生太吉に譲渡され、そのまま加藤敬介に 相方付」られたのである。 斤当りの地補金に相当しているようである。 の一時金の算定規準も資料から窺うことはできないが、 藤敬介ー三菱社に譲渡されるに際し、 おそらくこの一時金によって土地が一旦 「引譲」られたのであろ すべて 「一時金ニテ 約

算されたのである。 の個人(地主)の権利は、 鯰田 .炭坑の譲渡によって始めてこれが最終的に 明治二十二年四月鯰田炭坑が麻生太

精

註

(1)

溜 地 付 処ニ牛馬ヲ御繋キニ相成候ハ承諾致卟」 然 田 + 耕 所 で デルニ借区坑業!(b)ケニ不相成様秣場伐取、又ハ秣場ノ生セシ 池 内字大師 確 村字五百八十番地字池田秣場弐町四反壱畝歩永代買取申介、 七年十月廿八日付定約証 地 は 但 借区上線ナル午未申酉戊ノ方ニ当リ石炭含有セシ浅敷所ハ、 ない。 ノ下ハ無論、 証 ノ下ニ限リ該上線ヨリカタハ借区願増出願不仕候」 「同右」) 表 1 溜池、 例えば鯰田村人民に対しては「鯰田村字池田外七ケ は地表権利者との定約の全てを包含しているも とか、 東西南北周囲拾間ヲ離レ石炭採掘仕ト」 今般借区出 佐与村人民に対しては 「鯰田人民ニ関スル事蹟留 願 付 借区内ニ相 (明治十八年四月九日 「嘉麻郡佐与村 成 )、「鯰 ŧ (明治 領 0

> とき定約が若干あるが、表には省略した。 治十八年七月十六日付受書「佐与人民ニ関スル事蹟留」)ので

- \* な お資料はすべて麻生家文書であ る。
- (2)鯰田人民ニ関スル事蹟留
- (3)一例を示すと、

約定書

為後日異状無之タメ、 速ニ相渡可申候、就キテハ右田地開業中拙者適宜ニ御任被下候 三銭相備、 用スルヲ以、 拙 者儀、 字池田借区出願ニ付、 年四期ニ区分シ、 右開業中幾年借用候共、 依而一書指入置い也 則四月七月十月十二月各三十日限 貴殿所有之田地幾分之損害且 出炭正斤壱万斤ニ付、 金

= 相成候テモ不苦候 備金其時々出来不仕節 坑主立会出炭直立之上、 受取

借区主 福間 久三郎

明治十六年二月

祝藤次郎殿

右ハ字山ノ谷外一ケ所借区壱万七千六百三拾坪八合借区譲受ニ 石炭採出セシ時ハ前定約履行可致候事

麻生太吉

譲受坑主

明治十七年十月廿八

鯰田人民ニ関スル事蹟留

確証」(「末原権右衛門へ関スル書類袋」)

(4)

- (5)明治二十年三月十六日「約定書」(「福間・谷ノ両 譲受渡ニ関スル書類入」) 氏三 係 権
- (6)点がある。 谷林右衛門の場合は坑主申合により別に考えなければならな

生鯰田炭坑の開坑に際しても、史料によると若干の紛糾があったこ存在し、村承諾を得ることが相当困難であったことは前述した。麻日本坑法下においては、炭坑の試掘開坑に際して村承諾の慣行が

された。 衛門・阿部伴右衛門外一七人より郡長宛に次の如き「奉願」1がな六合三勺の借区開坑願に対し、明治十七年八月十九日同村有光孫右、麻生太吉等による鯰田村字山ノ谷外七ケ所合計三万九百六拾八坪

ル ル三名ニテ、 名ョリ石炭借区開坑出願ニ付、 中ノ総代トシテ出願スルニアラサレ氏、 人共申合、 久三郎ノ妹聟ナリ、阿部八右衛門ハ久三郎ノ妹聟ノ舅ナレハ、何レ 付、 郎 「居村平民福間嘉一郎・白土茂三郎及び当郡立岩村平民麻生太吉ナ 進達相成ラサ (ハ田地持主ニシテ数十町歩 ニアラス、 ]印ナスニ不都合ヲ生ル故、 ル 同 (親属ノ者共ニテ、 ニハ旧戸長福間久三郎 村阿 如何ナル手続ニテ出願セシヤ追々実際取調候処、 田 借区開坑出願致度トテ、 承引シカタクニ付相断タルニ、 部平 地持主タル私共ノ承諾出来セサル以上ハ、 人民ヲ出シヌキニナスモノ共ニ有之、 亦タ村中人民総代トシテ承諾印ナシタル谷林右衛門ハ 当村字池 主 郎 ル 様、 外八名は、 此段伏テ奉歎願候也」と。 居村耕地持二於テ承諾セシ義ニ無之、全ク同 田外七ケ所耕地下土中ニ於テ石炭礦有之哉之 実弟ノ名ヲ顕シタルモ、 実弟ニテ、 ノ耕地ニ妨害ヲナシ、 田地持主へ一応談判アリタル末…… 「当村福間嘉 耕地持主タル私共へ一応談判アリ 福間久三郎カ出願主ナレ氏 今般其儘ニテ出願アリシ趣 右借区御許可相成時ハ、 郎 また同日付で郡長 然レモ私共ハ人民 大ナル難渋ヲ醸 白 其筋へ右願書 同人カ開坑ス 土茂三郎 原ト福間嘉 外壱 私

> 委任状付ノ が 向気付カスシテ押印致置い処、今般該押印アル 提出し 承諾印セシモ、 ている。 出願シタル趣承引という理由による承諾印 該紙タルヤ前文記載ナク、 もっとも阿部平五郎外八人の姓名はすべて前記 唯 浑 白罫紙ナリシ 紙ヲ他 「御取消願」2) ノ承諾書又 カ Ħ

有光孫右衛門外十八人の姓名と重複してい

たい。 若干長くなるが、右の不承諾者の理由に関連するので紹介しいる。若干長くなるが、右の不承諾之儀ニ付御説諭願」3)を出して表して郡長宛に次の如き「借区承諾之儀ニ付御説諭願」3)を出してこれに先立ち、明治十六年十二月二十六日麻生太吉は借区人を代

願仕ル、 ニシテ、 処 法ノ苦情申立い条、 ノ九名ニシテ**、** 補金ニ相渡候処ニ相決シ、 借区出願ヲ相拒ぇ、 願ニ際シタル 人名上伸仕、 権右衛門等を懇ニ示談ニ及、 苦情ヲ申立候条、 合テ金六拾七銭補金ヲ相与へルハヽ承諾可致抔と、 示談相整、 上等石炭含有セシ場所ニ付、 「嘉麻郡鯰田村池田外七ケ所借区三万三千七百六拾弐坪 借区地所之苦情申立、 本年五月廿三日一村中人民該借区開坑ノ示談会ヲ開 此場所ハ村中弐百戸以上ノ村柄ナルニ、 同人親族或ハ親友又ハ同業者と相謀テ、 借区出願之儀承諾致いニ付、 此段奉願候也 処 5条、乍恐本人等御呼出之上、他ニ妨害はノ患モナク、全ク 既二其際御説諭可奉願之処、 同村阿部伴右衛門ト申者アリ、 耕地補金石炭壱万斤二付、 到底村中惣代ノ承諾不能ニ 既ニ村方と定約取換スニ際シタルニ、又 採出石炭壱万斤ニ付、 近年村方へ借区出願之義、 右願書共ニ絵図面木相整シ出 全ク同稼者ノ私意ヲ以テ不 御説諭被下度、 金四拾銭ヲ増加シ、 同村祝藤次郎 相拒ミタル 同人ハ石炭坑業 九名ノ名義ヲ以 付 金三拾五 不法モ実ニ無謂 別紙借区出 四合、 屢示談致け 丰 中 則左 ハ前 耕地 末原 略 右 右

右によると、借区地である鯰田村の同業者(石炭坑業者)であっ

坑業者間の競合にあったのである。4ようである。即ち麻生鯰田炭坑の村承諾が困難であった理由は石炭た阿部伴右衛門が親族、友人を語らい麻生太吉等の出願に反対した

ろう。 坑業中、 では なる のであった。 るものとして定約金や村救金が支払われていることから明らかであ 賠償条項が別に規定されていること、また地補金 数買上可申候……」(第三条)とある如く、 渾而地券面代価ヲ以買上ケ……」(第壱条)、或は「借区内ノ耕 からなる定約証が差入れられたのであるが かる経緯の下に鯰田村人民惣代地主 「村益」) 若埋没セシ時ハ、 それは「定約証」5において「坑業ニ関スル需用 は、 定約証中にいわれる耕地補金(「鯰田坑山名寄帳 開坑・採掘に対する「承諾料」 其ノ地所地券面代価ヲ以其ノ埋没セシ坪 惣代に (鯰田村からは五条より 使用地の買上げや鉱害 対しては、 (村益)を補足 的性格の強いも 全六条 ノ地

忠実には行なわれなかった。でいては、既に祝藤次郎の場合で例示した如く、必ずしも定約証鯰田村に対する地補金は表3に示した通りである。この支払方法

縮御 小前 明らかでない。 明治十八年七月九日 測する手掛りを与えてくれるであろう。 ところで、 人江配付帳写、 麻生太吉が佐与村との間で定約を取換す(表1)に先立ち、 付被為下度」 この地補金が村内でどのように費消・ ただ佐与村に関する次の資料はその一端につい 願出たのに対し下付されたものである。 御役場へ 村村 補 御備ニ相成居り趣奉承候条、 地補金」として五〇円前入し、 これは鯰田炭坑の増借区 分配された 御写乍恐 「右金 て か 推

表 3 鯰 田 村 益

	43 0	黑公	111 1	10 inf
年度	金		額	石 炭 積 入 高 1 万斤当り金額
明 18	戶 5 3	銭		斤 銭 厘 毛 1,730,800 30 6 2
19	147	4 7	6	4, 819, 475
20	628	4 9	2	20, 538, 900 30 6
21	957	6 4	2	31, 295, 500% 30 6
22	457	7 1	8	14, 958, 100 30 6

「明治廿一年六月改 鯰田坑名寄帳」より作成。

注)表 2注参照。但し明治 2 2年は1月より6月まで石炭積入高。 注)明治 2 1年の石炭積入高は100万斤少なく計算されている。

内即

百拾円也 西東戸数割 地方税戸割役場納 六円也 直方香月並ニ他行之節入切、清四郎外四人渡分八円也 村方協義達之諸入費仕払分

是ハ当時村用掛預ル分残テ金六円三拾弐銭五厘 現有メ金百四拾三円六十三銭五厘

「字奥ノ谷炭坑ニ付、

麻生

· 帆足 8) \*\*

両銘ヨリ請

取金仕約目録、

如左

百五拾円也

# 右之通村方協義之上賦課仕戶

## 佐与村々用掛

白 土

新 Ŧi.

郎

1

治十八年八月十四 日

戸長 白 士勢田村外三ヶ村

土 Œ 尚 殿

続けて、 はあったにせよ小作人に至るまで直接分配されていたのである。 収入となされたり、 一一〇名の姓名が連記されている。 内訳中の「西東戸数割」について金一円宛均等配分された 或は地主だけに支払われたものではなく、 地補金は金額が単に一村の共同

註 (2) (1)鯰田坑山諸願諸伺諸上伸書類留

同右

(3)

(4)明 も思えるが、 >治十七年十月二十八日「石炭借区出願ニ付具申書」同 下礦山開業水無之シテハ稼業ノ手段無之」(祝藤次郎 「本年ノ如ク稲作ハ不毛上ニテ村民ノ 状況の下では、 反対者が極めて少数であることに留意したい。 単に地補金の増額が目的であった 疲弊ハ言へカラス、 かと

炭礦業に て、 が 鉱業人のそれに優越していたことを指摘し、 二七頁)が、坑主賎視は疑問である。 困難で 善助著 のに好意的でなかったことの二点を挙げられている 鉱業に由来する被害 鉱業人が社会生活上卑賎の身分とさげすまれていたこ お、 あっ 石村善助教授は日本坑法下において地主の地位が お 『鉱業権の研究』一四三頁)。また浅井淳氏も石 いて坑主が賎視されたことを強調して地主承諾 たといわれる (鉱毒) の発生をおそれ鉱業その (浅井淳著 勿論麻生鯰田炭坑の事 『日本石炭読 その理由とし 本一三 宕

は特殊であろうが、幕末期に遡った考察が必要であろう。

- (5) - 鯰田人民ニ関スル事蹟留
- (6)諸上伸書類留」) 祝藤次郎 「石炭借区出願:付具申書」(「鯰田坑山 諸
- (8) (7) 「鯰田坑名寄帳

\_9)

- 帆足義方、 服部鉦太郎名儀服部炭坑採
- (9)佐与人民ニ関スル事蹟留」

#### 4

譲渡された。

借区名儀は一 か かる地補金 旦 |加藤敬介に九万五千円で譲渡され、直ちに三菱社〜|(村益)| は鯰田炭坑の売却において紛糾を生じた。

麻生太吉定約ニ拘ハル関係ハ加藤敬介ニ於テ負担スル事」という条加藤敬介との契約書中には第六条において「地補金・村補金、従来 礦山 譲受人江 加藤敬介への譲渡に際し、 加藤敬介氏へ譲渡い、 一継続 ノ儀定約致置 然ルニ是迄御村方江対スル村 定 麻生太吉は村方に対し「今般 vŀ 処 保証致い也」と保証した。 ↑補金金利の項の 事実

項があったようである。

般来一ヶ年百円 返事如 で度重なる交渉が行われる中で、 義ニモ相成居い由 御社ニ譲受ニ相成り趣ニ付、 ノ一件、今般兼而不毛借区ノ件ニ付、 ため村方ー麻生太吉ー U かし、 何卜日 右の条項を三菱社は加藤敬介より引継がなかった。 々相迫リ申り条、 ٢ 御座い条、 時金三百円位ハ御考可 加藤敬介・大木良直 村補ノ一件モ是亦相片付度、 今少シ御増金ニ相成 大木氏二御照合被下御片付願候、 麻生太吉は「 種々御面倒ノ件モ有之い 相成的 (三菱社新入炭坑長) 間 (前略) 佐与村補金 様、 御片付被下様 村長等と御 貴台ノ御 そ 処 先 の

迫リ、 どである。 事務長)の名を借りてさえも交渉にあたらなければならなかったほ 自ら仲介するだけでなく、 之事ニ御座ル条、 奉 願 事 · ハ筆 紙二難尽、 ハ 此 事定御汲取、 件ニ付ハーダ御照合ハ不仕 ■汲取、金に而御片付之程伏而奉希望也」と御社ノ事故是迄辛抱仕居βへ共、余リ面倒 野見山米吉 (麻生太吉妹聟、 かへ 共 村民 元鯰田炭坑 s 私 相

巡廻可仕予定ニ有之い間、 金ヲ遣スト云フ丈ケの事ニ有之か、多分鉱山局長ニも来月中頃九州 用ト存い、 行仕れ上ニ而取極メ申度、 月中頃ニハ参度存れ、予而御申遣之佐与村補金之義ハ、 多数有之、 年冬頃ヨリ御地へ参度心算罷在ル、 の責を負わず、 直接東京表へ御談判被及度」と麻生太吉に答えせしめたごとく、そ処、今ニ何等之返事無之候間、尚ホ問合致可申候得共、貴所ヨリモ 村方との 方付申度存れ間、 藤敬介はまた麻生太吉の度重なる要請に対し「(前略)小生事、 ト御答置可然様存み、 れに対し三菱社は大木良直をして「過般東京表へモ 「徳義上」の問題として処理したのである。 右ノタメー日モ手抜兼候ニ付、 出訴仕ル共必ス功力ハ無之モノニ御座ル、 加藤敬介に一切を引受けさせたようである。 其含こて村民等ニハ不日加藤ノ来ルヲ待テ置分ス 其節ハ小生仝行仕の上、村民へ談事仕、 村民等貴下ニ相迫リル氏決而御心配御無 (後略)」と答え、 御承知之鉱法改正ノタメ出願等 模早略方付い間、 契約を無視し、 只タ徳義上補 到底小生下 書通 多分来 一方加 致置 単に 昨 n

で片付けられたのである。 鰀田村に関しては、実に明治二十七年十二月九 して佐与村に関しては、 明治二十四年五月七日一 日 時 金僅 時金僅か か三

註 質部助手、 「明治五年 教育博物館地質局臨時建築局技師、 年大阪府巡査を拝命、 開 成学校採鉱冶金助手、 工部大学校助 地

> す(大植四郎 九年拓殖務省創設の際鉱山主務と為り…豪傑技師の名を博」 教授を歴 十一年十月三十日、 六卷二五四頁)。 任 尋で三菱会社 『明治過去帳』一二五二頁)。三菱入社は 小真木鉱山に勤務する(三菱『 鉱山 部に 入り、 手腕を認 社誌 めら. 明治二

年の町村合併により頴田村大字佐与、 人民ニ関スル事蹟留」 「佐与人民ニ関スル事蹟留」、ほぼ同 中にも存る。 但し、 笠松村大字鯰田となっ 文の 宛先は明 証 治 が 二 十 二 鯰 田

(2)

- 「佐与人民ニ関スル事蹟留」
- 加藤氏宛照合按」 (「同 左」)
- 月九日麻生太吉宛書状(「同右」)
- (6) (5) (4) (3) 関スル事蹟留」) 明治二十四年二月十八日麻生太吉宛書状(「鯰田坑山 売却
- (7)「受領之証」(「佐与人民ニ関スル事蹟留」)。 「鯰田人民ニ関スル事蹟留」)

5

る。 1) 地主に し、 で 村 支払われた。 が あっ 方に対す あったが、 以上要約すると、 後者は開坑「承諾料」的なものであっ た。 対するものと同様に ②前者の場合は借地料も る ③加藤敬介への借区譲渡=三菱の筑豊進出において、 地補金は個々の地主に対するものと村方に対するもの 地 補金に関し ①麻生鯰田炭坑の開坑においても村承諾が 僅少の一 紛糾が生じたが、 時金によって打切られ しくは鉱害賠償であったのに たが、 結局三菱側の意向通り 両方とも斤先金で たのであ 必

対

くものであった。 もちろんこれが高下を云々することはできない。しかし地補金は積 入石炭高に応じた斤先金として支払われているので、坑主にとって た。これが経費に占める割合を精確に計算することはできずつ、 |佐与村益を一万斤に付二〇銭として 計算しておくと) に達 して 麻生鯰田炭坑の地補金は譲渡直前に一万斤に付七四銭七厘五 村境を越えて借区規模が増大するにしたがい負担は増大してい 毛

って、 移を見計って、三菱社は筑豊に進出したという面もあったのではあ たくましくすれば、 いる3。筑豊においては鉱業条例施行前に既に三菱の直接進出によ の三菱新入炭坑の譲渡においても、 と時を同じくして獲得した新入坑区(明治二十二年四月)、即ち後 るまいか。 ・「承諾金及永年村益金」、村方「損害料」等を一時金で打切って よって打切ったことは指摘した通りである。なお三菱社は鯰田炭坑 三菱社が鯰田炭坑譲受において地補金(村益)を僅かな一時金に 地主の坑主に対する優越的地位は崩壊したのである。推測を 明治十七年頃に始まった鉱業条例制定作業の推 前借区主の「村方承諾報酬金」

註

られた(石村善助前掲書 明治二十八年には一時金により村方に対する鉱害賠償も打切 四七九~八〇頁)。

次に示す「鯰田山 凡積」 (明治廿二年分「必要来状」)によ

推測は可能である。

£. 厘 仕操

一金

掘賃

金 金

壱銭五厘

勘場頭料四人分

金 七• 村益三口

〆弐拾四厘

六厘 水受負

金 金 金

三厘 五厘 出シ賃 舟積入賃•

金 三銭四厘 運賃

三厘五毛 若松手数料

**壱厘五毛** 

借区税幷ニ地税雑費

金 金

〆八拾弐厘

残而 若松売 壱拾弐円 三円八拾銭 益徳

ると村益三口の経費に占める割合は八・五%強となる。 右は百斤当りと一万斤当り金額を混書しているが、これ によ

(3)三菱『社誌』第一六巻

後記 意を表する。 話になり、また今野孝氏には種々の御教示を受けた。厚く感謝の 史料利用において麻生家と麻生病院事務長深町純亮氏のお世